|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※※　　第　　　　　号 | | | | |  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※経　由  　町村名 | | | | ※市　町　村　受付年月日  令和　　・　　・ | | | | ※町　村　令和　　 ・　　 ・  　提　出　　　　　第　　　　号 | | | | | ※町　村　令和 　 ・　 ・  　再提出　　　　　第　　　　号 | | | | | | | あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について | | | | | | | | | | | | | | |
| **児　童　扶　養　手　当　認　定　請　求　書** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ㉒　令和　　　　年分所得 | | | | | ㉓　請求者 | | ㉔　配偶者 | | ㉕　扶養義務者（続柄） | | | | | |
| あ な た の こ と に つ い て | ①ふりがな  氏 名・性別 | | | 男  　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・  　　　　　　　　　　　　　　　　　　 女 | | | | | ③  生年  月日 | | 昭和  平成  ・ ・ 生 | | | ④障害の有無 | | | | ある・ない | | 氏　　　　　　　名 | | | | |  | |  | | （　　　） | | | （　　　） | | |
| ㉖　個　人　番　号 | | | | |  | |  | |  | | |  | | |
| ②個人番号 | | |  | | | | | ⑤配偶者の有無 | | | | ある・ない | | 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数  （うち老人扶養親族の数（請求者について  ㉗は、老人控除対象配偶者及び老人扶養親  族の合計数特定扶養親族の数16歳以上  19歳未満の控除対象扶養親族の数） | | | | | 人  （　　　　　　人）  （　　　　　　人）  （　　　　　　人） | | 人  （　　　　　　人） | | 人  （　　　　　　人） | | | 人  （　　　　　　人） | | |
| ⑥住　　所 | | | 香美市  TEL　　 （　　　　　） | | | | | ⑦  支払  希望  金融  機関 | | 名　　　　称 | | | | | | 口 座 番 号 | | |
|  | | | | | | 普　通 | | |
|  | | | | | |  | | | ㉗以外で前年の12月31日において  ㉘ 請求者によって生計を維持していた  　 児童 | | | | | 人 | | 人 | | 人 | | | 人 | | |
| ⑧職業又は  勤務先名 | | | TEL　　 （　　　　　） | | | | | ⑨勤　務　先  所　在　地 | | | |  | | | | | | |
| 所　得　額 | ㉙施行令第４条第１項による所得の額 | | | |  | 円 |  | 円 |  | | 円 |  | | 円 |
| ⑩公的年金  受給状況 | | | 受けることができる　種類（　　　　　　　）  支　給　停　止  受けることができない | | | | | 児童の父  又は母の死  ⑪亡による  遺族補償  の受給状況 | | | | 受けることができる　種類（　　　　　　　）  支　給　停　止  受けることができない | | | | | | | ㉚施行令第３条に定める金品等の額  Ａ＋Ｂ | | | |  |  |  |  |  | | |  | | |
| 養育費 | 母又は父に対し支払われた額 | | |  |  |  |  |  | | |  | | |
| 母又は父に対し支払われた額の８割相当額　　　　　　　　Ａ | | |  | |  | |  | | |  | | |
| 児 童 の こ と に つ い て | ⑫児　童　の　氏　名  生　 年　 月　 日 | | | | | | 平成・令和　　　・　　・ | | 平成・令和　 　・　　　・ | | | | | | 平成・令和　　　・　　・ | | | | |
| 児童に対し支払われた額 | | |  | |  | |  | | |  | | |
| ⑬個 人 番 号 | | | | | |  | |  | | | | | |  | | | | | 児童に対し支払われた額の８割相当額　　　　　　　　　　Ｂ | | |  |  |  |  |  | | |  | | |
| ⑭請求者との続柄･同居別居の別 | | | | | | （　　　　　　）同居・別居 | | （　　　　　　）同居・別居 | | | | | | （　　　　　　）同居・別居 | | | | | 控　　　　除 | ㉛障害者控除 | | | | 障　　人  特　　人 |  | 障　　人  特　　人 |  | 障　　人  特　　人 | 円 | | 障　　人  特　　人 | 円 | |
| ⑮監護等を始めた年月日 | | | | | | 平成・令和　　　・　　・ | | 平成・令和　　　・　　・ | | | | | | 平成・令和　　　・　　・ | | | | | ㉜寡婦控除・寡婦控除特別加算  （請求者が母の場合は控除しない）、  寡夫（請求者が父の場合は  控除しない）、勤労学生控除 | | | | 寡婦　　　　　人  寡特　　　　　人  寡夫　　　　　人  勤労　　　　　人  みなし寡婦　　人  みなし寡特　　人  みなし寡夫　　人 |  | 寡婦　　　　　人  寡特　　　　　人  寡夫　　　　　人  勤労　　　　　人  みなし寡婦　　人  みなし寡特　　人  みなし寡夫　　人 |  | 寡婦　　　　　人  寡特　　　　　人  寡夫　　　　　人  勤労　　　　　人  みなし寡婦　　人  みなし寡特　　人  みなし寡夫　　人 |  | | 寡婦　　　　　人  寡特　　　　　人  寡夫　　　　　人  勤労　　　　　人  みなし寡婦　　人  みなし寡特　　人  みなし寡夫　　人 |  | |
| ⑯障害の状態の有無 | | | | | | ある　・　ない | | ある　・　ない | | | | | | ある　・　ない | | | | |
| 父  ⑰　 の状況について  　母  （該当するものに○をする） | | | | | | イ.離婚　 ロ.死亡　 ハ.障害  ニ.生死不明　ホ.遺棄  へ.保護命令 ト.拘禁 チ.未婚  リ.その他 | | イ.離婚　 ロ.死亡　 ハ.障害  ニ.生死不明　ホ.遺棄  へ.保護命令 ト.拘禁 チ.未婚  リ.その他 | | | | | | イ.離婚　 ロ.死亡　 ハ.障害  ニ.生死不明　ホ.遺棄  へ.保護命令 ト.拘禁 チ.未婚  リ.その他 | | | | |
| ㉝雑損控除 | | | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| ㉞医療費控除 | | | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| ⑱　父 | 氏　　　　　名 | | | | |  | |  | | | | | |  | | | | |  | ㉟小規模企業共済等掛金控除 | | | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| 生　年　月　日 | | | | | 昭和  平成　　　　・　　　・ | | 昭和  平成　　　　・　　　・ | | | | | | 昭和  平成　　　　・　　　・ | | | | | ㊱配偶者特別控除 | | | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| 現在父が死亡・生死不明  ・拘禁のときは、その該  当事由及び該当年月日 | | | | | （　　　　　　　　　　　　）  昭和  **・　　　　・**  平成 | | （　　　　　　　　　　　　）  昭和  **・　　　　・**  平成 | | | | | | （　　　　　　　　　　　　）  昭和  **・　　　　・**  平成 | | | | | ㊲地方税法附則第６条第１項による免除  　（肉用牛の売却による事業所得） | | | |  |  |  |  |  | |  |  | |  |
| 施行令第４条第１項による控除 | | | | | 80,000 | | | | | | | | | |
| ⑲　母 | 氏　　　　　名 | | | | |  | |  | | | | | |  | | | | | ㊳控除後の所得額 | | | | |  | |  | |  | | |  | | |
| 生　年　月　日 | | | | | 昭和  平成　　　　・　　　・ | | 昭和  平成　　　　・　　　・ | | | | | | 昭和  平成　　　　・　　　・ | | | | | 所得制限限度額 | | | | 全部支給 |  | |  | |  | | |  | | |
| 現在母が死亡・生死不明  ・拘禁のときは、その該  当事由及び該当年月日 | | | | | （　　　　　　　　　　　　）  昭和  **・　　　　・**  平成 | | （　　　　　　　　　　　　）  昭和  **・　　　　・**  平成 | | | | | | （　　　　　　　　　　　　）  昭和  **・　　　　・**  平成 | | | | | 一部支給 |  | |  | |  | | |  | | |
| 関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。  　　令和　　　年　　　月　　　日  香　美　市　長 　殿  　　 　　　　　　　　 氏名（署名） | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童が父若しくは母の死亡により  受けることができる公的年金・遺  ⑳　族補償の受給状況又は児童が加  算の対象となつている父若しくは  母の公的年金の受給状況 | | | | | | | 受けることができる  種類（　　　　　　　　）  支 給 停 止  受けることができない | | 受けることができる  種類（　　　　　　　　）  支 給 停 止  受けることができない | | | | | | 受けることができる  種類（　　　　　　　　）  支 給 停 止  受けることができない | | | | |
| ㉑父又は母が　障害であるとき | 身体障害者手帳の番号及び障害等級 | | | | | |  | |  | | | | | |  | | | | | ※  審査 | 公的年金照合 | | あ　り　　　種類  な　し　　（　　　　　　　　　　） | | | | その他の事項 | |  | | | | | |
| 公的年金の | | 種類・障害等級 | | | |  | |  | | | | | |  | | | | | 上記のとおり相違ありません。  　　　　令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　香美市長　　　　　　　　　　　　印 | | | | | | | | | | | | | |
| 基礎年金番号  ・年金コード | | | |  | |  | | | | | |  | | | | |
| 父又は母の職業又は勤務先 | | | | | |  | |  | | | | | |  | | | | | ※  添付書類 | イ.公的年金調書　　　ロ.診断書・Ｘ線フイルム　　ハ. 生死不明証明書　　　ニ.遺棄申立書・証明  戸 籍 ホ.保護命令決定書　　ヘ.拘禁の証明書　　　　　　ト.養育費等に関する申告書  住民票 養育申立書・証明、　別居監護申立書・証明、　前住地の所得証明書  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | | | | | |
| ※※  認定  却下 | 支給開始年月日 | | | | 対象児童数 | 支給停止 | | 手当月額 | | 支払期別金額 | | | | | | | | | 証書番号 |
| 令和  年 月 | | | | 人 | 支　　給  一部停止  全部停止 | | 月から 円 | | 1月 | | 円 | | 7月 | | 円 | | | 第　　号 |
| 月から 円 | | 3月 | | 円 | | 9月 | | 円 | | | 備考 |  | | | | | | | | | | | | | |
| 月から 円 | | 5月 | | 円 | | 11月 | | 円 | | |

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は書ではっきり書いて下さい。

　　　注　意

　　　　１　⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。

２　⑩、⑪及び⑳の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

　　　　３　⑩、⑳及び㉑の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む｡)」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む｡)」、「障害年金　　　　　（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む｡)」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

　　　　４　⑮欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、　　　　　　　　養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。

　　　　５　⑱及び⑲の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

　　　　６　⑳の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金　　　　　　の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の　　　　　　 受給状況を記入してください。

　　　　７　㉕の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してくだ　　　　　さい。

　　　　８　㉗の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入して下さい。

　　　　　　なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してく　　　　　ださい。

　　　　　(1) 請求者については、に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、に特定扶養親族の数を、㋩に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。

　　　 (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

　　　　９　㉘の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます｡) 又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。

　　　　10　㉙の欄は、前年（１月から６月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます｡) の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金 額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

　　　　11　㉚の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

12　㉜の欄は、寡婦控除、寡婦控除特別加算若しくは寡婦控除（以下「寡婦控除等」という。）又は勤労学生控除を受けた場合は、その額（寡婦控除等のみなし適用を申請する場合は、その額）を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。

　　　　13　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

　　　　　(1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

　　　 (2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類

　　　　 （3）請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類

　　　 (4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類

　　　 (5) 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エツクス線直接撮影写真

　　　　　　　呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は　　　　　　　診査に際し必要と認められるもの

　 　　 (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類

　　　　　 (ア)父又は母が生死不明の場合、(イ)父又は母が1年以上遺棄している場合、(ウ)父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、(エ)父又は母が1年以上拘禁されている場合

　 　　(7) 本年１月２日以後現住所に転入された方は、㉗から㊲までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書

　　　　 (8) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

14　この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

　　　◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。